



岐阜大学機関リポジトリ

Gifu University Institutional Repository

Title	右田毛利家本平家物語の覚一本系諸巻について
Author(s)	弓削, 繁
Citation	[岐阜大学国語国文学] vol.[24] p.[51]-[66]
Issue Date	1997-05
Rights	
Version	岐阜大学教育学部, Faculty of Education, Gifu University
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12099/3682

この資料の著作権は、各資料の著者・学協会・出版社等に帰属します。

右田毛利家本平家物語の覚一本系諸巻について

弓削 繁

一

右田毛利家本平家物語は、昭和三十年頃に右田毛利家の当主毛利祥允氏から山口県立図書館に寄託されたテキストであるが、その際、図書館側によって覚一本と判断され、第一冊（後補の「へいけの物語」部十一もくろく）、及び「平家物語巻第十拔書」より成る）の初めに「一方流覚一本平家物語（右田毛利家本）」との短冊型の紙片が差し挟まれた。かくして本書は長く覚一本と見なされて疑われずにきたわけであるが、思えば、右田本は初めの数巻が覚一本系統であり、巻十二の後には「灌頂巻」に相当する本文も付載されているのであるから、一見全巻を覚一本と判定したとしても無理からぬところであった（諸本の中には他にもこのような伝本がかなり存するものと思われ、巻毎の再検討が望まれる）。

一方、諏訪市立図書館には諏訪家から寄贈された十二巻の写本が蔵せられていて、この本については早く村上光徳氏の調査によって巻一から巻五および巻十・巻十一が、「岩波文庫本平家物語」と同一系統——いわゆる覚一別本——に属するもので、残る巻七・八・九の「三巻だけ別系統の本文を書き写したのではないか」（巻八と巻十二は痛みが激しいため調査対象から除外）という報告がなされている。注一

然るに、近年、桜井陽子氏の示唆に基づき、この右田本と諏訪本とを対校した結果、両者の本文は殆ど重なりあい、しかもお互いがお互いの誤りを補訂しうる関係にあるところから、両本は同じ親本から転写された兄弟本であることが判明したのである。

とすれば、村上氏の推測はそのまま右田本にも当てはまることになるわけであるが、確かに巻一・二・三・四・五および巻十・

十一の七巻については、概ね的を射るように思われる。ただし氏の調査は岩波文庫本(覚一別本。高野本のこと)と流布本の部分的な比較によるもので、今日ではなお十分なものとは言いがたいように思われるので、ここでは改めて先学の調査を援用しつつ、右田本の本文の位置づけを行なっておきたい。

二

はじめに、右田本の位置を見定めるため、語り系のそれぞれの段階のテキストを対観することによって主な記事の出入りをみとめることにしよう。(別表参照)

この表によれば、屋代本は多くの記事を欠いて簡略、素朴な様相を呈して、右田本がこれと大きく異なることは言うまでもない。また、中院本と比較しても、中院本は一面において、2の「鱸」、14の「灯籠之沙汰」、20の二条院鶴退治、24の「かしがまし」、37の「鶏合」の説話を欠く等古態を留める反面、3の古女拾い説話の付加や10・11・21等の加筆など後出性を有するが、右田本はいずれの点でも一致をみない。これらは一方系に比して八坂系を特徴付ける記事であり、右田本が八坂系に属さないことは明らかである。百二十句本・竹柏園本・平松家本・鎌倉本等の所

(○)当該本文あり。×同なし。△別巻の巻にあり。/欠巻。

巻		整理番号		事																
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
五節の折の擲論として忠雅の先例を引く。	平家の繁昌は「鱸」の奇瑞、熊野権現の利生という。	清盛第一女に關し、古女拾いの落書あり。	二代后に則天武后の例を詳述。	澄賢、二条院の崩御を悼み挽歌を詠む。	「鹿合」に徳大寺実定の箱居から飯島詣を語る。	成親、嘉応の流罪、同累進のこと。	「善光寺炎上」の有無。	漢王、李少卿の親族を誤って処断す。	頼豪の靈、堀河天皇を崩御させる。	康頼の母、康頼の婦りを待ち得ず死去す。	亀王、俊寛の身を案して嘆き死にする。	「無文」の有無。	「灯籠之沙汰」の有無。	江大夫判官父子、閩白流罪に伴い覚悟の焼死。	安德院祓に、弁内侍御剣を、備中内侍勾玉の箱を持つ。	高倉上皇の飯島御幸・同退御を詳述。	「退御」の際、邦綱、飯島内侍と歌を贈答。	熊野別当灌増、以仁王に加担する新宮を攻める。	頼政、二条院を極ます鶴を退治す。	「月見」における実定の旧都への道行文。
×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

十一											十										五									
45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22							
「腰越状」の本文の有無。	「腰越」に、堀原、義経を譏言することあり。	鎌倉への道行に、宗盛父子、浮島ヶ原で詠歌す。	宗盛、関の清水で「都をば」と詠す。	「女院出家」の有無。	或る博士、宝剣紛失を大蛇の所為と勸え申す。	宝剣の由来に「八雲たつ」の和歌説話を載せる。	安徳天皇、伊勢大神宮を遙拝、往生を願いつつ入水。	熊野別当温壇、鶏合をして源氏に付く。	藤戸合戦でワミノ八郎・カベノ源次、討死す。	伊賀・伊勢の平氏、近江源氏に討たる(三日平氏)。	「高野巻」に「宗論」あり。	景時、重衡に他田の宿の侍従の素性を語る。	法然、重衡に悪人往生の法を説き教化す。	二位殿、重衡を見捨ててことを嘆く。	「八島院宣」の有無。	知盛、忠度、近江源氏を追討。	五節の由来に「をとめごが」の歌を挙げる。	維盛、忠清断罪の命議と将門追討勳賞の先例。	忠清、佐竹の雑色を捕らえ頼朝の軍勢について聞。	高倉上皇の敵島御願文の有無。	忠度と宮殿女房との「かしがまし」説話。	雅頼の昔侍の夢に、春日大明神現れる。	実定の大宮訪問に「源氏」の優婆塞宮の娘を理想。							
×	×	○	×	○	×	×	×	×	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×							
○	×	○	×	○	×	○	×	×	○	×	△	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
○	×	○	×	○	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○							
○	○	×	○	△	○	○	○	○	×	○	△	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○							
○	○	×	○	△	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○							

謂「覚一本周辺諸本」は、屋代本と覚一本との中間形態を呈する点を特色とするが、右田本は、勿論諸本間にいくつかの出入りはあるものの、いま鎌倉本をもって例示した4・8・13・14・16・17・18等々の異同が示すとおり、これらにも類しない。

これに対し、右田本は採り上げた項目のすべてにおいて覚一本と一致しており、この系統に属することは確実である。いま一例として42・43の本文を掲出してみると、古態の屋代本、中院本に代表される八坂系諸本、鎌倉本に代表される覚一本周辺諸本が、42：昔ハ名ヲノミ聞シ東海ノ宿々、名所々々ヲ見給テ、日数フレハ駿河国浮島カ原ニソカ、リ給フ。此ハ浮島原ト申ケレハ、大臣殿、

塩路ヨリタエス思ヲスルカナル名ハ浮島ニ身ヲハ富士ノ子
右衛門督、

我ナレヤ思ニモユル富士ノ根ノ空キノソラノ煙リハカリハ
(屋代本)

とするのに対し、覚一本は、これを欠くかわりに、
43：関の清水を見給ても、なくくかうぞ詠じ給ひける。

都をばけふをかぎりの関水に又あふ坂のかけやうつさむ
という詠歌を載せていて両者対立しているが、右田本は後者と一致する、という具合である。

勿論、以上の関係は、記事の配列の面からも確かめられる。一、二例をあげれば、

・されは、昔より今にいたるまで、源平兩家朝家にめしつかはれて、王化にしたかわす、をのつから朝憲をかるんするものには、たかひにいましめをくわへられしかは、世のみたれもなし。保元^{（保元）}に為義きられ、平治に義朝ちうせられて後は、すゑく^{（保元）}の源氏とも、或はなかさされ、或はうしなわれ、今は平家一類のみ繁昌して、首をさしいたす物なし。いかならん末の世までも何事かあらんとそ見えし。^{（右）}

この文章は、「祇王」の挿入位置により、

(1) 「吾身栄花」の結文とするもの——屋・鎌

(2) 「祇王」の冒頭に置くもの——中

(3) 「二代后」の冒頭に置くもの——覚・葉

に分かれるが、右田本は覚一本と同じである。また、覚一本は・安元三年三月五日、妙音院殿、太政大臣に転じ給へるかはりに、大納言定房卿をこえて、小松殿、内大臣になり給ふ。大臣の大掬めでたかりき。やがて大饗おこなはる。尊者には、大炊御門右大臣経宗とぞきこえし。一のかみこそ先達なれども、父宇治の悪左府の御例其憚あり。^{（卷一「俊寛沙汰」）}

という重盛の内大臣昇進記事を安元二年夏の鶴川軍の前に配して

いるが、この位置は編年的にみると年次が逆行することになって不自然である。恐らくこれは、本来屋・鎌のように「願立」の後に置かれていたものを、覚一本段階で「鶴川軍」から「御輿振」への事件の展開を集約的に語るべく組み替えられたものであろう。^{（右田）}右田本はここでも覚一本と一致する。

なお、覚一本から流布本に至る段階の本文との関係も考慮しておかなければならないが、たとえば、右田本には、

15：内侍御剣とつてあゆみ出、清涼殿の西面にて、泰道中將うけとる。備中の内侍しるしの御はことりいつ。高房少將うけとる。

内侍所しるしの御箱今夜はかりや手にもかけんとおもひあへりけん内侍の御心のうちとも、さこそおほえてあはれおほかりける中に、しるしの御箱をは少納言の内侍とりいつへかりしを、今夜是に手もかけては、なかくあたらしき内侍にはなるまじきよし、人の申けるをきゝて、其期に辞し申てとり出さりける。年已たけたり、二度さかりを期すへきにあらすとて、人にくみあへりしに、備中の内侍とて生年十六歳、いまたいとけなき身ながら、其期にわざとのそみ申てとりいたしける、やさしかりしためしなり。…^{（卷四「厳島御幸」）}

という覚一本同様の記述があるが、葉子本・流布本に至るとこれが見られなくなる。恐らく右の文章には増補の跡が明白で文意に

不明確なところがあるため、後には刈り込まれていったものと思われる。その他の点では、

①巻一「祇王」を、「二代后」の前、「我身栄花」の後に置く点で、「清水寺炎上」の後に回す葉子本・下村本に対して、覚一本（この例は流布本も覚一本と同じ）と一致する。

②巻二「新大納言流罪」に、成親が嘉応元年の山門事件で大衆に呪詛されたことを語る点、これを欠く葉子本・下村本・流布本に対して、覚一本と一致する（表の7）。

③巻五に「嚴島御願文」を載せる点、これを欠く葉子本・下村本・流布本に対して、覚一本と一致する（表の25）。

④巻十一に「劍」「鏡」を載せる点、両句を秘曲として切り出す下村本・流布本に対して、覚一本（及び葉子本）と一致する。

⑤巻十一の末尾に「大臣殿被斬」と「重衡被斬」とを対置する点、「重衡被斬」を巻十二の巻頭に移す葉子本・下村本・流布本に対して、覚一本と一致する。

というようなことが指摘できる。かくして、右田本の巻一・二・三・四・五・十・十一は、覚一本に属するものと判定されるのである。

三

では、右田本の本文は覚一本系統諸本の中でいかなる位置を占めるものであろうか。

覚一本系の諸伝本については、山田孝雄氏によって高良神社本・寂光院本以下九本が紹介され、高橋貞一氏はこれに龍谷大学本・高野本・龍門文庫本等を加え、近年では山下宏明氏が二十二本を数えている。このうち、主なものには龍谷大学本（以下龍と略す）・高良神社本（良）・寂光院本（寂）・高野本（高）・西教寺本（西）・龍門文庫本（門）があり、この六本とりわけ龍谷大学本と高野本ーを見ておけば本稿では概ね事足りるであろう。

さて、覚一本系の主要六本について渥美かをる氏は、巻一「祇王」・巻九「小宰相身投」の両句を載せないテキストを本来のものと見、また龍・良・寂の三本に共通する、

(1)「殿上闇討」の日付けを「同き年の十二月廿三日、五節豊明の節会の夜」と誤る。

(2)「赦文」に「中宮御惱の御こと承及こくんは殊更成親か死靈なと聞え候大納言か死靈なと聞え候大納言か死靈をなくさめんと」という誤文挿入がある。

(3)「鶉川軍」で「為俊・盛重」とあるべきところを、「為俊・重盛」と誤る。

などの特徴を、覚一本が犯した本来の誤りを保存するものと判断して、これらの諸本を第一類と判定し、

第一類——龍・良・寂

第二類——高・西・門

と分類された。^(註3)これに対して、山下氏は高の「小宰相身投」は、「以他本書入」と明記されていることから親本にはなかったものと推定して、高を第一類の最後に位置づける。いづれにしても、両氏に従えば、右田本は「祇王」を有し、「小宰相」は巻九が八坂系であるため不明)、上記(1)(2)(3)等の誤りを「改めている」点で、第二類以下に属することになるであろう。

然るに、一方で渥美・笠 栄治両氏の御指摘のとおり、良・寂・高の三本には共通して次のような増補記事が指摘できる。

- 1 巻五「物怪」の「白銀の小長刀紛失の事」
- 2 巻七「還亡」の「上総守忠清嘆死の事」
- 3 巻八「太宰府落」の「原田種直脱陣の事」
- 4 巻十「維盛出家」の「松王童名由来の事」

また詞章面でも、三本には、

・御悩とて常はよるのおとゞにのみぞ入らせ給ける。きさいの宮

をはじめまいらせて、御前の女房たち、いかなるべし共覚え給はず。(巻三「法皇被流」)

・譬へば青侍の女を迎へてゆくやうにいであせ給ひて、高倉を北へ落ちさせ給ふに、大なる溝のありけるを、いとものがるう越えさせ給へば(巻四「信連」)

・…白山・立山・富士の嵩・伊豆・箱根・信乃戸隠・出羽羽黒、すべて日本国残る所なくおこなひまはて(巻五「文覚荒行」)

・禪定法皇初て其儀をのこい給ふ。弟子少身深運其志、彼嵩高山の月の前には、漢武いまだ和光のかけを拝せず。(巻五「富士川」)

・判官おほきにいかての給ひけるは、「野山のすへにて死に、海河のそこにおぼれて失するも、皆これせんぜの宿業也。海上に出でうかふだる時、風こわきとていかゞする。むかひ風にわたらんと言はばこそひが事ならめ。(巻十一「逆櫓」)

という、加筆・増補がみられる(高により、傍線を付した)。従つてこれらに注目するなら、諸本は、

龍・西・門・(右田本)
良・寂・高

の二つの系列として捉えられることになるが、右田本は上記の増補記事も加筆詞章も持たない点で龍・西・門とともに、本来の姿を伝えるものと考えられる。

こうして、上に見てきた二つの視点を重ね合わせてみるなら、結局、A「祇王」「小宰相」を持たず、B覚一本本来の誤りを保存し、C上掲の増補・加筆記事の見られない龍が、最もよく本来の姿を伝えていることになり、他の諸本は、そこからA・Bに古態を留めつつ、Cの加筆に踏み出した良・寂及び高（ただし高には「祇王」がある）の流れと、Cで古態をよく保ちながら、Aの増補とBの改訂をおこなった西・門・右の流れとして捉えられれることになる。図示すれば、



のようになり、これで右田本のおよその位置は見定められたことになる。

そこで、次にいまま少し正確に、龍及び西・門との関係に踏み込んでその位置を検討しておきたい。

このうち、西・門の二本は渥美氏の指摘のとおり「増補・改筆・削除が非常に多」く、それらが「共通の動きをする事などから、同類と認め得る」のであるが、右田本は一面においてこの二本に接近する傾向にあることは確かである。以下、幾つかの証例を龍の本文を引き、「」内に西・門の異同を注記する形で掲げてみ

よう。

・両所山王さだめて照覽し給ふらん。身にあやまつことなし〔ナシ〕。無実の罪にて遠流の重科をかうぶれば、世をも人をも神をも仏をも恨み奉る事なし。これまでとぶらひ米り給ふ衆徒の芳志こそ報し申がたけれ〔申つくしかたけれ〕。(龍。卷二「一行阿闍梨之沙汰」)

・北方おさなき人々にも別はてて、「こはいづちへとて行やらん。二度こきやうに帰て、さひしを相みん事も有がたし〔ナシ〕。一とせ山門の訴訟よてながされしを…(龍。卷二「大納言流罪」)

・「南無婦命頂礼、梵天帝尺、四大天王、けんらふ地神〔ナシ〕、〔わうしやうの〕鎮守諸大明神、殊には熊野権現、厳島大明神、せめては一本成共都へ伝てたべ」とて(龍。卷二「卒都婆流」)

・さておはすべかりし人の、よしなき謀叛おこいて、宮をもうしなひまいらせ、我身も〔我身も子孫も〕ほろびぬるこそうたてけれ。(龍。卷四「鶴」)

両者の形のうち、右田本は傍線部を欠き、「」内の表現を採る点で、明らかに龍から離れて西・門に重なるのである。

然るに、全般的に眺めた場合は、かゝる事例よりもむしろ古態の龍と一致する傾向の方が顕著であるといわなければならない。

同様に、龍の本文を引き、「」内に西・門の異同を注記する形で証例を挙げる。

・此法勝寺の執行と申は〔抑此俊寛僧都と申はもとは〕、京極の源大納言雅俊の卿の孫、木寺の法印寛雅には子なりけり。(巻一「俊寛沙汰」)

一「俊寛沙汰」

・同廿七日〔廿六日〕、御年卅八にて遂にかくれさせ給ぬ。御心のたけさ、理のつよさ、さしもゆゝしき人にて〔ゆゝしう〕ましゝけれども、まめやかに事のきうになりしかば、御命を惜

しませ給ける也〔上下なけきあへる事斜ならず〕。(巻一「願立」)

・我身に勢のつくかつかぬかの程をもしり、又父子戦をせんとにはあらねども、かうして入道相国の謀反の心をもや、やはらげ給ふとの策也〔もやはらき給ふかとの策とぞ聞へし〕。(巻二「烽火之沙汰」)

「烽火之沙汰」

・長兵衛が其日〔其夜の〕装束には、うすあをの狩衣のしたに、萌黄威の腹巻をきて、衛府の太刀をぞはいたりける。(巻四「信連」)

「信連」

・或夜おほ木のたふるゝ音して、人ならば卅人〔三三百人〕が声して、どとわらふことありけり。(巻五「物怪之沙汰」)

・平家重代相伝の家人にて、昔のよしみをわすれぬ事はあはれなれども、おもひたつこそおほけなけれ〔おほつかなけれ〕。三

日平氏とは是也。(巻十「三日平氏」)

これらは龍・右の傍線部に対して、西・門が「」に示したような表現に改変もしくは過誤を犯す例であり、

・それに、成親と云無用のいたづら者、西光と云下賤の不当人めが申事につかせ給て、〔動すれば〕此一門亡すべき由、法皇の御結構こそ遺恨の次第なれ。(巻二「教訓状」)

御結構こそ遺恨の次第なれ。(巻二「教訓状」)

・同十二月八日、皇子東宮にたゞせ給ふ。傳には小松内大臣、大夫には池の中納言頼盛卿とぞ聞えし。明れは〔去程に今年もく

れて治承も三年に成にけり〕治承三年正月下旬に：(巻三「少将都帰」)

・さる程に〔元暦二年五月七日〕、大臣殿は九郎大夫の判官にぐせられて、七日のあかつき、粟田口をすぎ給へば、大内山、雲

井のよそにへだゝりぬ。(巻十一「腰越」)

・…たゞ念仏をのみぞ申給ふ。日数ふれば都もちかづきて、〔同廿三日〕近江国しの原の宿につき給ひぬ。(巻十一「大臣殿被斬」)

これらは龍・右に対して、西・門に「」に示したような加筆が見られる例である。また、

・前駆御隨身どもがけふをはれとしやうぞひたるを、あそこに追かけこゝに追つめ、馬よりとて引おとし〔ナシ〕、さむゝに

陵隣して、一々にもとどりをさる。(巻一「殿下乗合」)

・法皇も御涙をながさせ給ひて、仰下さるゝ旨もなし。少将も涙に咽で、申あぐる旨もなし〔ナシ〕。良ありて、さても有べきならねば、少将袖をかほにあてて、泣々罷出られけり。(巻二「少将乞請」)

・神主佐伯の景弘、加階従上の五位、国司菅原在経、しなあげられて加階、従下の四品、院の殿上ゆるさる。座主尊永、法印になさる〔ナシ〕。神慮もつこき、太政入道の心もはたらきぬらんとぞみえし。(巻四「還御」)

・すなはち御袖につゝんで、太政官の朝所へわたしたてまつらせ給ふ。近來は靈景殿におはします〔ナシ〕。この世にはうけとり奉らんとおもひよる人も誰かはあるべき。(巻十一「鏡」)

これらの例のように龍・右の語句を西・門が誤って落としている例も指摘される。要するに、西・門が龍に対して後出性を示す場合、右田本は始どの場合において龍の側に立つのであり、従って右田本のかかる本文を西・門の下流に位置づけることは適当ではない。

では、右田本のもとなつたテキストを龍に限定し得るかかといふと、右田本の方が諸本と共にかえて正しい形を伝え、反対に龍の方に欠点が見られる箇所も指摘されるので、それは無理であろう。次に右の本文を引き、龍の誤脱部分に傍線を付す形でその

証例を示しておく。

・北野天神は時平のおとゝのさんそうにうき名を西海のなみになかし、にしのみやの大しんはたゝのまんちうか讒言にてうらみを山陽の雲によす。おのゝ無実なりしかとも、るさいせられ給にき。これみなんき聖代、安和のみかとの御ひか事とそ申つたへたる。(巻二「小教訓」)

・たんはの少将・やすより入道は、もとよりくまのしんゝの人々なれば、いかにもしてこのしまのうちに熊野ゝ三しよこんけんをくわんしやうしたてまつて、きらくの事をものり申さはやといふに(巻二「康頼祝言」)

・かんかのそふはしよをかりのつはさにつけてきうりへをくり、ほんてうのやすよりはなみのたよりに歌をこきやうへつたへ、かれは一ふてのすさみ、これは一しゆのうた、かれは上代、これは末代、こゝくきかいかしま、さかいをへたて、よゝはかはれとも、ふせいはいつれもおなし、ありかたかりし事ともなり。(巻二「蘇武」)

・され共是をも事とせず、いよく悪口放言す。門外へ引出て、庁の下部にたふ。ひはられて、立ちながら御所のかたをにらまへて。(巻五「文覚被流」)

以上を要するに、右田本は基本的に龍の如き覚一本の古態を

比較的よく継承するわけであるが（次項で述べるとおり独自表現や誤脱、語句の崩れが多いのも事実である）、反面「祇王」「小宰相」の付加が端的に示すように、西・門の本文に向かおうとする姿をも見せており、結局、山下・渥美両氏の分類に従うなら、第一類と第二類の中間に位置づけられることになるであろう。

四

ところで、前項で見えてきたとおり右田本の基軸は覚一本の比較的古態の本文によるものでありながら、その反面で他本とは比較にならないほど特異な姿を呈していることもまた事実である。そこで、ここでは右田本の特異表現について指摘しておきたい（右の本文を引き、「」内に他の諸本の形を龍によって示す。）（は諏訪本の形）。

・忠盛〔是を〕つたへ聞て、われ右筆の身にあらす、武勇の身に生れきて〔武勇の家に生れて〕、今不慮のはちにあはん事、家のため〔身のため〕心うかるへし。せんする処、身をまたくして君につかへよ〔仕〕といふ本文ありとて、かねて用意をいたし〔いたす〕。（巻一「殿上闊討」）

・五節には、白薄様に（こ）せんし（の）紙、卷あけの衣〔卷上

の筆〕、ともゑかいたる筆のちくなど、さまくおもしろき事をのみこそうたひまわらるゝに（まわるゝに）（巻一「殿上闊討」）

・さきの后宮にて、あわれなる〔幽なる〕御有さまにてわたらせ給ひしかは、近衛の大宮とそ申ける〔ナシ〕。永曆の比おひは、御年廿二三にもやならせ給けん、御さかりもすこし過させおわします程なり。（巻一「二代后」）

・平家も又別して朝家をうらみ奉る事もなかりしほとに、世のみにたれに及はず〔ナシ〕。世のみたれそめける根本は、去嘉応二年十二月〔十月〕十六日、小松殿の次男新三位中将資盛卿、其時はいまた越前守とて十三にならせ〔れ〕けるか、雪はたれになれは〔雪ははたれにふたりけり〕、かれ野々気色まことにおもしろかりければ（巻一「殿下乗合」）

・あるひは、やおふていまたゆみをはらぬ〔もたぬ〕もあり。かたあふみをふむて、かたくをふまぬもあり。我さきにと〔片鐘むむやふまずにて〕あはてさはいてはせまいる。（巻二「烽火之沙汰」）

・さて此後はやかんとなてはしりうせけるそおそろしき。異国にもかやうの事かあるなり。これよりめさむには、しこんいこも〔か様の事がある時は、自今以後もこれよりめさむには〕、かく

のことくまいるへし。…まことにはさせる事もきいたされず。
〔聞出されざりけれども〕父をいさめ申されつることはにあは
せて〔したかひ〕、わか身にせいにつくかつかぬかのほとをし
り、かくしてきみのいきとをりをやめ奉り〔ナシ〕、又ふしい
くさをせんとにはあらねとも、かうして入道しやうこくのむほ
んの心をも〔をもや〕やはらげ給ふへき〔ナシ〕とのほかり事
なり。(巻二「烽火之沙汰」)

・判官、なに物そとの給へは、当国の住人坂西の金藤六親家と申。
親家でもあれ、遠家でもあれ、その男に目はないぞ〔なに家
でもあらばあれ、物の具なぬがせそ〕。やかて八嶋のあんなひ
者に具せんするぞ。…(巻十一「勝浦」)

・源氏のかたより〔にも〕、和田小太郎平義盛〔義盛〕、舟にはの
らす、馬にうち乗〔のて〕なきさをかけまはり〔る〕〔なきさ
にひかへ、甲をばぬいで人にもたせ〕、あふみのはなふみそら
し、矢たはねとひておしくつろけ、平家の船をさしつめ引つめ
〔よびいて〕ゐければ、三町かうち〔うちと〕の物をは〔は〕
はつさすつようみけり。(巻十一「遠矢」)

右田本の性格を見るため、少し多く例を挙げてみたが、これらか
ら、右田本が他の覚一本系諸本の場合とは異なり、もとの本文に
対してかなり自由な姿勢を取っていることが知られるであろう。

覚一本には、周知のとおり、

于時応安四年^{亥辛}三月十五日、平家物語一部十二卷 付灌頂、当流
之師説、伝授之秘決、一字不闕以口筆令書写之、讓与定一檢校
訖。抑愚質余算既過七旬、浮命難期後年、而一期之後、弟子等
中雖為一句、若有廢忘輩者、定及諍論歎。仍為備後証、所令書
留之也。此本努々不可出他所、又不可及他人之披見、附屬弟子
之外者、雖為同朋并弟子、更莫令書取之。凡此等条々背柄誠之
者、仏神三宝冥罰可蒙厥躬而已。 沙門覚一

という奥書があり、これによって、一方流の世界では、覚一以来
厳しい本文の管理が行われていった様子が窺われるわけであるが、
そうだとすれば、右田本は如上、かかる流派的な世界からは自由
な場で書写・改変を経たものと推考するのが自然であろう。
勿論、右田本にはこの奥書はない。

ところで、右田本の本文が覚一本から乖離する場合でも、それ
が全くの孤立本文ではなく、他系に類似句の見出されるものもあ
る。右を掲げ、後に※類似本文を対比しよう。

・あるひは相伝の郎従とかうして、布衣のつわものを殿上の小庭
にめしおき、あるひは其身わきの刀を〔腰の刀を〕よこたへさ
いて、せちゑの座につらなる。(巻一「殿上闇討」)

※…其身又脇刀ヲヨコタエ指テ、節会ニ座烈ス。(南都本)

・はらまきぬきをきて、そけんのころもにけさうちかけ、さうなかなるしゆすつまくり、中もんにたて〔ナシ〕、いと心にもおこらぬねんしゆしてこそおはしけれ。(巻二「烽火之沙汰」)

※：ながずづつまぐりて、心もをこらぬねんじゆしてこそおはしけれ。(中院本)

※：素絹の衣に長念珠後手にくりて、縁行道して、ああ、内府に仲違ひたらんもよき大事やと宣ひて：(盛衰記)

・これらはみなわかこきやうへかよふ物そかしとなつかしさに、あるときゆひをくいきて〔ナシ〕、おもふ事を一ふてかいて、是いかにもしてかんでうへとくけてえさせよとて〔相かまへて是漢王に奉れと云ふくめ〕、かりのつはさにむすひつけてそはなちける。(巻二「蘇武」)

※：蘇武右ノ指ヲクヒ切テ、其血ヲ以テ柏葉ニ一詞ヲ書テ、雁ノ足ニ結付テ云ケルハ：(延慶本。長門本・盛衰記も同)

・客人きたりて、きこえ候名馬を見候はやと申ければ、その仲綱めに轡はけて〔鞍おいて〕ひきいたせ、仲綱めのれ、うて〔仲綱めうて〕、はれなどの給ひければ(巻四「競」)

※：仲綱メニ轡ハゲヨ、散々ニノレ、打テナド宣フ。(延慶本)

※：その伊豆に轡はげて引き出だし、庭乗りして見参に入れよと宣ふ。(盛衰記)

・たゝいまこゝをわたさすはななき弓箭のきすなるへし。水におほれてしなはしね、いさわたさんとして、馬筏をくんでわたして、その日の合戦に打勝ぬ。とね河をも〔馬筏つくて〕わたせばこそわたしけれ。(巻四「橋合戦」)

※かばねはそのみくづとなすとも、名をば此河に流がせやとて、五百余騎の勢にて、馬いかだをつくりて渡して、その日のいくさにはかちにけり。されば新田もわたせばこそ渡しけれ。(長門本)

・守護の武士に申あはせ、其辺はしりまはて、〔そのへんにおはしける〕仏を一体むかへ奉ていきたり。(巻十一「重衡被斬」)
※武士ニ申合、其辺ヲ走廻テ、古堂ニヲハシケル仏ヲ一体迎奉テ出来タリ。(南都本)

こうしてみると、右田本の特異表現は、一面において延慶本・長門本・盛衰記等の読み本系と通じることが知られるわけであるが、恐らくその関係は、これらの類似が断片的なものにとどまることからみて、テキスト間の直接関係ならぬ、無意識下の記憶(本文)の反映と解すべきではなからうか。この背景には室町期の本文の情況が関わりう。

その右田本の特異表現は、一面ではまた下村本(下)・葉子本(葉)・流布本(流)等に通じる点がある。同様にその幾例かを、

※類似本文を対比する形で示してみよう。

・入道相国、義王か心の内をはしり給はず、いかに其後なに事かある。さては舞も見たけれども、それは次(つゝみて)の事(さては仏御前があまりにつれくげに見ゆるに)、いま様一うたへかしの給へは(巻一「祇王」)

※…いかに其の後何事かある。さては舞も見たけれども、それは次の事。今様一つうたへかしと宣へば(葉。下も同)

・いかんか当山に疵をつくへき。心うしとて、おめきさけふ(といふ)程こそありけれ、満山の大家のこりと、まる者もなく(ナシ)、(皆)ひかし坂もとへおりくたる。(巻二「座主流」)

※末代ならんからに、争か当山に瑕をばつくべき。こは心うしとて、喚き叫んで言ふ程こそありけれ、満山の大家残り止まる者もなく、皆東坂本へ降り下る。(葉。流も同)

・出家の後はけふ初めて見給ふに、いまた卅にもならぬか、老僧姿にやせくろみ(やせ衰へ)、こき墨染におなしけさ、香の煙にしみかほり、さかしけに(ナシ)おもひ入たる道心者、浦山しうやおもはれけむ。(巻十「横笛」)

※…老僧姿に瘦せくろみて、濃墨染に同じ袈裟、香のけぶりしみをかり、さかしげに思ひ入たる道心者、羨しうや思はれけん。(下。葉・流も類似)

・又伊与国住人河野四郎道信、百五十艘の舟(兵船)に乗つれて漕来たり、源氏とひとつになりにければ(なりにけり)。平家いとくけふさめてそおもはれける(判官かたくたのもしうちからついてぞおもはれける)。(巻十一「鶏合」)

※また伊予国住人河野四郎通信も、百五十艘の唐船に乗つれて漕来り、是も源氏と一つになりければ、平家いとど興さめてぞ思はれける。(下。葉・流も類似)

これらは時に葉子本と一致し、また時に下村本に一致するという具合であり、或る特定の一本に収斂していくわけではない。そして、中には、一方流が覚一本から葉子本・下村本・流布本へと展開していく流れの中で、右田本がその中間的・過渡的形態を呈する次のような例がかなり指摘される。

・われさへ心よはくはかなはじとおもひ、涙をしのごひ、さらぬていにもてないて申けるは、「まことにさこそはおぼしめされ候らめ。たかきもいやしきも、恩愛の道はちからおよばぬ事也。」(龍。巻十「維盛入水」)

← …さらぬ体にもてないて、誠にさこそは思食候らめ。高きも賤も、恩愛の道はおもひきられぬ事て候也。…(右)

…さらぬ体にもてなして、高もいやしきも、恩愛の道は思切られぬ事にて候へば、誠にさこそは覚しめされ候らめ。…(下)

・九郎大夫判官、其日の装束には、赤地の錦の直垂に、紫すその鎧きて、こがねづくりの太刀をはき、きりふの矢をひ、しげどうの弓のまなかとて、舟のかたをにらまへ、…平家の方には「あれるとれや」とて、或はとを矢に射舟もあり、或はさし矢にゐる船もあり、源氏の兵ども、弓手になしてはゐてとをり、馬手になしてはゐてとをり、…(龍。卷十一「嗣信最期」)

←
…紫すその鎧きて、こかねづくりの太刀をはき、廿四さゐたるきりふの矢おひ…平家のかたには、あれるとれやとて…源氏の兵ともこれお事共せず、弓手になしてはゐてとをり、馬手になしてはゐてとをる。(右)

←
…紫裾濃の鎧着て、楯形うつたる甲の緒をしめ、金つくりの太刀を帯き、廿四さいたる截生の矢負ひ…平家の方には是を見て、あれ射とれや射とれやとて…源氏の兵共、是をこともせず、弓手になしては射て通り、馬手になしては射て通る。(葉)
・かちに、あか地の錦をもておほくびはた袖いろえたる直垂に、萌黄おどしの鎧きて、足じろの太刀をはき、きりふの矢の、其

日のいくさにゐて少々のこたりけるを、かしらだかにおひなし、うすきりふに鷹の羽はぎませたるぬた目のかぶらをぞさしそへたる。(龍。卷十一「那須与一」)

←
…萌黄をとしの鎧きて、あししろの太刀をはき、廿四さひたるきりふの矢の、其日のいくさにいて少々のこりたるを、かしらだかにをひなし、うすきりふの(に)鷹の羽わりあわせてはいたるぬためのかぶらをぞさしそへたる。(右)

←
…萌黄にはひの鎧着て、足白の太刀を帯き、廿四さいたるきりふの矢負ひ、うすきりふに鷹の羽わりあはせてはいだりける、ぬための鎧をぞ差し添へたる。(葉)

これらの事実から、右田本には葉子本に近い段階の本文が投影しているものと考えられるのであるが、このことはすなわち右田本の成立期を示唆してもいる。右田本の問題の卷々は、兄弟本たる諏訪本に大永二年(一五二二)の書写を示す奥書があることから室町中期頃のものともみて誤りないものと思われるが、この時期はまさに相一・千一の妙観派・師堂派が分派して、葉子本が成り、下村本が成ろうとしていた時に相当するわけで、右田本のありようは、かかる一方流の(語りの)状況と符合するものとみられよ

う。

なお、最後に右田本の書写態度に触れておくと、所々に誤写や親本の読み間違いなどみられる。誤脱については既に旧稿に指摘してあるので、^(注16)ここでは文字の読み違いや意味を取り違えたケースに注意しておこう。以下、龍により「」に正しい語句を記す。

・紫宸殿の御うしろ〔御後〕にして〔巻一〕「殿上闇討」

・只ふかき淵〔深淵〕にのそんで、うすきこほり〔薄氷〕をふむ

におなし〔巻一〕「二代后」

・堂衆と申は…わかきは〔若は〕ちうけんほうしはらにてありけるか〔巻二〕「山門滅亡」

・これほと心さしのこう〔切〕ならんうへは〔巻二〕「徳大寺之沙汰」

・流泉の玉〔曲〕のあひたには〔巻三〕「大臣流罪」

・扇〔肩〕を一面にならへ、五百の矢を一度にはなつ。(巻十一「壇浦合戦」)

これらは漢字を取り違えたり、読み違えたりした例であり、

・けしからず〔けしかる〕やかた舟〔巻二〕「大納言流罪」

・おりふし大納言にあかりければ〔あかざりければ〕〔巻三〕「大
臣流罪」

・入道殿にも二位殿にも多くの〔おぼえの〕御子にてましませし

かは〔巻十〕「内裏女房」

・良久あて〔やゝ久しうあみ〕、髪あらいなとして〔巻十一〕「千
手前」

これらのように文意を取り違えて読んだケースも目につく。いずれも書写者の理解力、書写態度を疑わしめるもので、その点では右田本の本文の素性は必ずしも芳しいものとは言いがたく、少しく注意を要しよう。

五

おわりに、本稿の明らかにしてきたところを簡条にまとめると次のようになる。

(1) 右田本の巻一・二・三・四・五・十・十一は寛一本系統に属すること。

(2) 寛一本系統の中でも、基本的には第一類の龍谷大学本から第二類の西教寺本・龍門文庫本の類に至る中間過程の本文を伝えていること。

(3) とはいえ、右田本には特異表現が多く、従って一方流の流派的
世界から外れた自由な場で書写・改変がおこなわれたこと。

(4) その特異表現には部分的に読み本系の諸本に通じるものが含ま

れ、

(5) 一方でまた葉子本・下村本に通じる詞章も含まれており、これらの点からみて室町中期の生成と推測されること。

(6) 右田本には誤脱や誤写など本文にかなりの崩れが指摘されること。

なお、右田本の「灌頂巻」に相当する部分は、管見によれば下村本ともっともよく一致するようである。稿を改めて論ずることにしたい。

注

1 村上光徳氏「諏訪市立図書館蔵平家物語について」駒沢大学文学部研究紀要、昭41・3。

2 本稿は旧稿「右田毛利家本平家物語の本文」岐阜大学教育学部研究報告、平4・3、第四項に概説したところを再検討したものである。

3 日本古典文学大系「平家物語」校異補記巻一18参照。

4 同校異補記巻一32は、この配置換えを、「雑然トシタ記事ヲ集結サセタ」と解する。

5 覚一本から流布本への展開については、富倉徳次郎氏「平家物語研究」昭39・11、第四章参照。

6 山田孝雄氏「平家物語考」明44。

7 高橋貞一氏「平家物語諸本の研究」昭18・8。

8 山下宏明氏「平家物語の生成」昭59・1。

9 渥美かをる氏「平家物語覚一諸本の研究(その一)」説林、昭34・2。

10 注8に同。

11 拙稿「右田毛利家本平家物語巻九の本文批判的研究」岐阜大学国語国文学、平6・12参照。

12 笠 荣治氏「平家物語覚一本とその伝承」語文研究、昭36・10。

13 注9に同。

14 渥美氏注9の論、および山下氏「平家物語研究序説」昭47・3、第二章第一節。

15 渥美氏は、葉子本を師堂派の千一の証本、下村本を同じくト一の証本と推定する(「平家物語の基礎的研究」昭37・3)。これに対し富倉氏は、葉子本を「相一以後遠からぬ頃の語本の姿を伝え」る「妙観派の一伝本」、下村本を「室町時代後期」の「師堂派の伝本」と見る(注5の書)。

16 拙稿「相模女子大学本平家物語の本文同定」岐阜大学国語国文学、平8・3。

[付記] 本稿は平成八年度科学研究費補助金(基盤研究C2)による研究成果の一部である。